

(表)

(裏)

第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
第48条の11第2項の規定による身分証明書



官職及び氏名
生年月日

年 月 日発行

環 境 大 臣 印

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

- 第48条の11 環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(i)～(iii) 略

(ii) 第48条の11に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者